

令和4年6月2日 15時00分

担当課	感染症対策室 (内容の問い合わせ)	新型コロナウイルス 感染症対策本部事務局
担当者名	眞崎、本土、庄崎	川村、松尾
電話番号	直通：095-895-2466 内線：4682・4868	直通：095-894-3191 内線：4808

※感染症対策室に繋がらない場合はコロナ事務局にご連絡ください。  
※ただしコロナ事務局への連絡は公表時間から30分後以降でお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症の発生について

令和4年6月1日に県立保健所管内で208名の新型コロナウイルスの感染症(疑似症を含む)が確認されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 新規クラスター

○西海市における市役所クラスターについて

・本日公表分までに、西海市役所において、職員9名の感染が確認されました。

【本クラスターに関する問い合わせ先】

西海市役所

連絡先：総務部総務課(代表) 0959-37-0061

#### 2. 既存クラスター

○佐々町における児童福祉施設クラスターについて

・令和4年5月31日に公表した児童福祉施設において、新たに、園児4名の感染が確認されました。

・これにより、本クラスターの感染者は職員8名、園児10名になります。

---

◆今回の患者は、当該文書をもって本日の公表とさせていただきます。(本日、記者会見はいたしません)

◆今後も積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に努めて参ります。

なお、本県の療養状況については追って県のホームページにて公表いたします。

◆勤務先などの個別名称は、不特定多数が利用するなど、感染拡大防止の対策のため必要な場合は公表することもあります。関係者が把握できる場合は、原則非公開とします。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況

1. 市町別発生件数

市町	発生件数	うち疑似症患者数※	市町	発生件数	うち疑似症患者数※
諫早市	27	1	長与町	8	
大村市	117	16	時津町	15	
平戸市	4		東彼杵町		
松浦市	9		川棚町	2	
対馬市			波佐見町	2	
壱岐市	3		小値賀町		
五島市			佐々町	8	
西海市	6		新上五島		
雲仙市	6		<b>合計</b>	<b>208</b>	<b>17</b>

県外事例		
------	--	--

2. 発生件数の内訳

性別		
男性	女性	非公表 確認中
110	98	0

検査経緯等		
新規	関連	確認中
20	108	80

年代										
10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳 以上	確認中
63	40	16	46	25	11	4	3	0	0	0

※疑似症患者数とは、感染者の同居家族の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断し届出した件数です。

※疑似症患者数については、令和4年1月24日付（令和4年1月28日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」に基づき、感染者の同居家族の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わず、臨床症状で診断した疑似症患者数を発生件数の内数として公表することになりましたのでお知らせします。

## 県民の皆様へのお願い

- 本県から帰省や旅行等で県外を訪問される際は、訪問先での感染リスクが高い行動（三密となる場所への訪問、マスクを外した会食等）を控えるようお願いいたします。
- 県外のご家族等が帰省や旅行等で来県される際は、来県前にワクチン3回接種や検査の受検について事前に県外のご家族等へお知らせするとともに、県内での感染リスクが高い行動を控えるようお願いいたします。
- 会食の際は、コロナ対策認証店を利用いただき、1テーブル4人以内とする等密にならない工夫をはじめ感染対策を徹底し、マスクを外したままの会話は控えるようお願いいたします。
- 基本的な感染防止対策の徹底(マスクの着用・手指消毒・三密回避・定期的な換気)をお願いいたします。なお、マスクの着用にあたっては、国において以下のとおり考え方が明確化されましたので、ご留意願います。
- 高齢者や基礎疾患のある方と接する際は、家庭内であってもマスクを着用するなど感染防止対策の徹底をお願いいたします。
- 体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話で相談をするようお願いいたします。

### マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

国の令和4年5月20日付け事務連絡によりマスク着用の考え方について、以下のとおり明確化されました。

#### 1. マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外
会話をを行う	着用を推奨する <small>（十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可）</small>	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと合う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

#### 2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

➤ 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、**マスク着用は奨めない。**

➤ 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない。**なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

（注）2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、**可能な範囲で、一時的に、マスク着用を求める**」としていた。

#### 【新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について】

新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあります。誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、お互いを思いやる心を持って、冷静な対応と行動をお願いいたします。

今後とも、迅速正確な情報提供に努めますので、感染者・ご家族のプライバシーに格段のご配慮をお願いいたします。また、医療施設等への取材についても、円滑な医療体制に支障が生じることのないよう、お控えくださいますようお願いいたします。